

別 紙

答申第17号

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人〇〇〇〇氏は、令和2年2月25日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が就労していた山形県〇〇〇〇協会を3年間で失職させた根拠を示す文書」の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、「開示請求のあった個人情報は、請求者と山形県〇〇〇〇協会の間の雇用関係に関するものであり、県が職を失わせた根拠は存在しない」ことを理由として、不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年3月10日付け人第579号個人情報不存在通知書により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年6月9日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和2年7月29日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件処分の理由について、請求者と山形県〇〇〇〇協会の間の雇用関係のためとしているが、県の退職者の再就職は県が決定しており、今回は特に協会の意向に沿って懲戒処分的決定をしておきながら、不存在はあり得ない。
- (2) また、その際に、審査請求人本人に弁明の機会どころか一切事情聴取しなかったことは、求めに応じて人材を紹介している側としてあり得ない対応である。協会の意向に沿って話を鵜呑みにして懲戒的対応ありきで進めている。
- (3) 実施機関は、民間事業者における雇用問題として県の関与すべき問題でないとしているが、県は定年退職者の就職先の紹介から給与水準まで深く関与しており、建前と実態に相当の乖離がある。
- (4) 審査請求人が知る限り、県の退職者への取扱いは、特別な非違行為がない場合、次の職場を県から紹介されたり継続雇用とされたりし、少なくとも計5年は就労できる状況にあるのが実態である。単に3年が経過したから県が関与しないという実態にはない。
- (5) 業務の状況を組織として聴取し、継続雇用困難や新職場の紹介などを判断しているのは明らかで、当然組織として判断し対応している限り、それに関する文書が存在するのは当然である。
- (6) さらに、民間の雇用問題であるとして県の不公正な取扱いを免れようとすることは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第5条に抵触するものである。
- (7) 本件処分により、審査請求人が他の退職者と比較し著しく均衡を失っている状態に置かれることは、就業先を紹介され就労により得られる利益を侵害されている。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 定年退職者が公社等に再就職する場合、公社等の要請に従って、「任期は63歳までの3年間」と伝達しており、それを前提に審査請求人は再就職しているものである。
- (2) 3年間の任期を超えて雇用を継続するかどうかは、審査請求人と山形県〇〇〇〇協会との間の雇用関係に関するものであり、第三者の立場にある県は何ら権限がない。
- (3) 審査請求人については、山形県〇〇〇〇協会の意向により継続雇用とならなかったものであり、県が職を失わせた根拠は存在せず、これに関する個人情報の不存在決定処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求について

本件開示請求は、県を定年退職した審査請求人が、県からの紹介により山形県〇〇〇〇協会に再就職したが、3年で辞めさせられた根拠を示す文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示を求め、これに対して、実施機関は本件処分を行ったものである。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象公文書の存在の有無について検討する。

2 本件対象公文書の存在の有無について

- (1) 審査請求人は、県が次の職場を紹介したり継続雇用しないと判断したりしているのは明らかで、組織として判断している限り、本件対象公文書が県に存在するのは当然であると主張する。

他方で、実施機関は、雇用を継続するかどうかは山形県〇〇〇〇協会の意向であって、これに関する文書は県に存在しないと主張する。

- (2) 審査会事務局職員に、実施機関に対し、本件対象公文書の存在の有無について、改めて確認をさせたところ、実施機関は以下のとおり説明する。

ア 公社等から人材紹介の要請があった場合、行政経験や知識、適性等を考慮し、適任と認められる方を紹介している。

イ 県は、求人に関する公社等や退職者の窓口と、その求人を受けて後任の人材を紹介する立場として関与しているにすぎない。

ウ したがって、当初に伝達された3年を超え、さらに雇用を継続するかどうかは、審査請求人と協会との間の雇用関係に関するものであり、職を失わせた根

拠を示す文書は県には存在しない。

- (3) 上記(2)の実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象公文書について、不存在の決定をしたことは妥当である。
- (4) 審査請求人は、その他種々の主張をしているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年7月29日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年12月16日 (第58回審査会)	事案の審議を行った。
令和3年2月2日 (第59回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

氏名	役職	備考
伊藤三之	弁護士	会長
和泉田保一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
伊藤春江	社会保険労務士	委員
須賀まり子	元山形市教育委員	委員
渡辺麻里	弁護士	委員